

倫理規則

(目的)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人Ocean' s Love (以下「法人」という。)が目的とする障害のある児童をはじめとする一般市民に対して、サーフィン等に関する指導を行いながら、障害のある児童と一般市民と一緒にサーフィン等を楽しむ場を創出する活動及び障害のある児童に関する啓発活動、情報提供に係る事業等を通じて、子どもの心身の健全な育成、障害のある児童等の就労支援、スポーツの振興及び自由で平等な地域社会の実現に寄与するため、法人の役員及び職員の倫理について定めることとする。

(適用範囲)

第2条 この規則の対象となる者は、役員及び職員(契約職員を含む。以下「役職員等」という。)とする。

(人権の尊重)

第3条 法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為をしてはならない。

(遵守事項)

第4条 1. 役職員等は、暴力、各種ハラスメント(セクシャルハラスメント、パワーハラスメントなど)等、業務における不正行為など社会的規範に反することのないよう行動しなければならない。
2. 役職員等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務や地位を利用して自己又は第三者の私的利益を図ることや斡旋・強要してはならない。
3. 役職員等は、補助金、助成金等の経理処理に関し、定款及び経理規程並びに補助先、助成先等が指定する経理処理要項等に基づく適正な処理を行い、決して他の目的への流用や不正行為を行ってはならない。
4. 役職員等は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、法人の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。
5. 役職員等は、宗教団体、政党、特定の公職の候補者、暴力団等に休眠預金等交付金に係る資金が活用されることのないように、細心の注意を払わなければならない。
6. 役職員等は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持つてはならない。

(違反による処分等)

第5条 役職員等が、第4条の遵守事項に違反する行為を行ったと認められる場合は、以下の各号に定める方法により相当の処分をするものとする。

(1) 役員の場合は、定款第18条に基づき行うこととする。

(2) 職員の処分については、定款第20条に基づき取り扱うものとする。

(利益相反等の防止及び申告)

第6条 1. 法人は、利益相反を防止するとともに休眠預金活用法第20条第1項第6号に該当する者でないことを示すため、役員の場合は職歴及び賞罰について自己申告をさせるとともに、情報公開規則に基づき公開しなければならない。

2. 総会又は理事会の決議に当たっては、定款に基づき当該決議について特別の利害関係を有する正会員又は理事を除いて行わなければならない。

3. 役職員等は、原則として、別紙に掲げる行為を行ってはならず、やむを得ない事由によりかかる行為を行う場合には、事前に法人に書面で申告するものとする。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第7条 役職員等は、特定の個人又は団体等の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別な利益を与える行為を行ってはならない。

(規則遵守の確保)

第8条 法人は、必要に応じて委員会を設置し、この規則の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。